

高校生等奨学給付金(私立)

令和7年度 家計急変世帯対象

制度の概要

富山県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

災害、病気や怪我による休職・離職、その他やむを得ない事情により保護者等の収入が減少し、保護者等全員が住民税所得割非課税相当と認められる世帯を対象に給付を行います。

対象となる方 次の条件をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯※
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3 家計が急変し、保護者全員が住民税所得割非課税相当又は **給付額(年額)** 記載区分②③に相当と認められる世帯

(ただし、令和7年7月1日現在生活保護を受給している世帯、保護者等全員の令和7年度住民税所得割が非課税の世帯は、家計急変による申請ではなく、通常申請で申し込んでください)

※富山県内の私立の高等学校等に在籍し、保護者等が富山県外に居住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

住民税所得割合算額の見込が非課税相当と認められる例

- ＜家計急変の理由＞ ・保護者の失職、倒産、死亡等（自己都合退職・定年退職・契約満了・離婚は対象外）
・災害、病気、怪我等による減収
- ＜年収見込額の推計＞ ・収入見込額には退職金・失業手当は含めない。
・会社作成の給与見込等がない場合は、3か月の平均給料額×12月（賞与も勘案）

※下記の数値はあくまで目安です。

扶養している配偶者・ 子・父母等の人数	年収見込	所得見込
0人	1,000,000円以下	450,000円以下
1人	1,700,000円以下	1,120,000円以下
2人	2,216,000円以下	1,470,000円以下
3人	2,716,000円以下	1,820,000円以下
4人	3,216,000円以下	2,170,000円以下
障害者、未成年者、寡婦及び ひとり親の場合（扶養親族数が2人 以上の場合を除く）	2,042,857円以下	1,350,000円以下

申請方法

裏面に記載の申請書類一式を富山県学術振興課へ提出

【提出先・問合せ先】富山県経営管理部学術振興課私学振興係

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7 TEL:076-444-3159

Mail: agakujutsushinko@pref.toyama.lg.jp

提出期限

本年7月1日までに家計急変

令和7年7月31日(木)

本年7月2日以降に家計急変

随時(令和8年2月27日(金)まで)

給付額(年額)

区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
① 非課税世帯	152,000 円	52,100 円	52,100 円
② 専攻科で所得割合算額が 105,500 円未満の世帯	-	-	10,420 円
③ 専攻科で所得割合算額が 264,500 円未満かつ子を 3人以上扶養する世帯	-	-	

※7月1日までの家計急変の支給時期は9月末頃を予定しています。(7月2日以降の家計急変は随時)

7月2日以降の家計急変の申請については、家計急変事由の生じた月以降の月数に応じて算定しますので、金額が異なります。

(例) 10月事由発生 of 全日制非課税相当の場合 $152,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 月}(11 \sim 3 \text{ 月}) \div 12 = 63,333 \text{ 円}$

高校生等奨学給付金(家計急変) 申請書類

- 1 申請書 (富山県私立高等学校等奨学給付金支給要綱 様式1【様式1-2】)
 - 2 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類(収入の減少の場合は不要)
離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出などの写しのうち1つ
 - 3 保護者等の家計急変前の収入を証明する書類
令和7年度の所得・課税証明書(扶養親族数が記載されているもの。)
 - 4 保護者等の家計急変後の収入を証明する書類
(保護者等が複数名の場合において、令和7年度住民税所得割が非課税の保護者分は不要)
- ＜会社員の場合＞
- ・会社作成の家計急変後1年間の給与見込
(発行が困難な場合は直近3か月の給与明細及び家計急変後の賞与明細)
- ＜個人事業主の場合＞
- ・税理士又は公認会計士の作成した証明書類
(作成が困難な場合は直近3か月の収入が分かる書類)
 - ・確定申告書の写し
- 5 在学証明書
 - 6 個人対象要件証明書(専攻科のみ)
 - 7 扶養親族申告書(給付額(年額) 記載区分③に該当する場合のみ)
 - 8 奨学給付金口座振替届出書

※通帳の写し(金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人が分かるもの)を添付

＜申請書類についての留意事項＞

- ・申請書の同意事項について

富山県外に設置されている学校に通う生徒の保護者を対象とする給付金は、原則、保護者から直接申請を受け、保護者の指定する口座に給付金を振り込むこととしております。給付金の申請及び受領に関する権限の学校への委任については、「同意しない」を選択ください。

○申請書等入手先

富山県学術振興課のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.toyama.jp/1119/kurashi/kyouiku/gakkou/shuugakushien/kj00014545.html>